平成２１年（フ）第６３号
宮崎県日南市梅ケ浜２丁目４番３号
債務者　松田　良幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草377番地14
債務者　青木　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５７３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地２県営住宅４―206号
債務者　下路　勇二
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
鹿児島県鹿児島市春山町1800番地12
債務者　泉二　一久
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
鹿児島県鹿児島市宇宿２丁目24番28号いずみハイツ103号
債務者　野村　光広
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
鹿児島県鹿児島市大黒町１番８―905号
債務者　谷口　葉子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
鹿児島県鹿児島市甲突町28番２―509号
債務者　梅本　直弥
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
鹿児島県鹿児島市石谷町1751番地33
債務者　原之下鉄郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
鹿児島県鹿児島市易居町２番11―202号
債務者　若松　麻理
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目20番17号
債務者　大崎　五子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７６０号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目36番９号はまゆう寮１号棟501号
債務者　池田　理奈
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目38番Ｂ201号
債務者　塩出　智美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3128番地51
債務者　岩元　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
宮城県大崎市古川大宮５丁目７番12号　コーポ遠藤Ｂ棟201号
債務者　常藤　禮子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
長野県須坂市大字亀倉160番地30、住民票上の住所長野県上高井郡高山村大字奥山田3579番地
債務者　新井　旭子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ヶ丘団地Ｈ５―201
債務者　近藤　徳宏
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２１号
長野県上田市上丸子1780番地１
債務者　西村智華子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部